

「(仮称) 西脇市こども条例」の制定について

1 条例の趣旨 (資料2-1、2-2、2-3)

未来を担う子どもたちは地域の宝であるとの考えのもと、子ども・子育てに関する市の基本姿勢を示すとともに、施策のより総合的な展開に向け、(仮称) こども条例の制定について検討します。

法的な基盤を整え、安定的な施策・事業を、市民をはじめとする市全体で取り組むことによって、子どもの最善の利益の実現を目指します。

2 概要 (資料3-1、3-2)

子どもに関わる各主体の果たすべき役割を明確にするとともに、様々な状況にある子どもや子育て家庭への支援などについて取りまとめたいと考えています。

項目	主な内容
1. 前文	本市の目指す子ども・子育てに関する基本姿勢や時代背景などを伝えるもの
2. 目的等	条例制定の目的、用語の定義、基本理念について
3. 各主体の責務や役割	子どもの育ちや成長にかかわる者が負う責務や役割について (市、保護者、市民等、学校等関係者、事業者 等)
4. 子どもへの支援内容等	市等が行っていく支援の取組について
	地域独自の取組について

3 条例制定に向けた意見聴取について (資料4)

条例制定に向けては、子どもの最善の利益の実現を目指すものであり、子どもの視点も大切にしながら、より多くの方々の意見を伺うことが望ましいと考えています。

意見聴取先	
関連会議	・ 西脇市子ども・子育て会議 ・ こども条例検討部会
関連団体	・ NPO法人みなみ会 ・ 図書館で活動されている子育て支援団体 ・ 子育て学習センターで活動されているボランティアグループ など
子ども	・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 など
保護者	・ 就学前児童から小学生までの保護者におけるニーズ調査
その他	・